

令和6年9月5日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	好子
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	田中	浩章
書記	松延	和樹

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
教 育 長	橋 本 吉 史
秘書広報室長	馬 場 浩 義
総 務 部 長	秋 山 勲
企 画 部 長	平 武 文
市 民 部 長	山 口 幸 彦
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	田 中 和 己
教 育 部 長	牛 島 新 五
総 務 課 長	清 水 正 行
人 事 課 長	古 村 和 弘
財 政 課 長	鵜 木 英 希
防災安全課長	毛 利 昭 夫
D X 推 進 室 長	持 丸 弘
企画政策課長	石 橋 信 輝
観光振興課長	荒 川 真 美
税 務 課 長	田 代 秀 明
市 民 課 長	松 尾 真 美
福 祉 課 長	遠 藤 宏 樹
健康推進課長	末 廣 英 子
介護長寿課長	前 田 加 代 子
建 設 課 長	轟 研 作
林業振興課長	月 足 和 憲
第一整備室長	木 村 孝
第二整備室長	堤 辰 幸
上下水道局長	松 尾 正 久
学校教育課長	栗 山 哲 也
教育指導課長	轟 拓 也
文化振興課長	片 山 あづさ
矢部支所長	轟 晃 守

星野支所長 川口良和

議事日程第5号

令和6年9月5日（木） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

1 森 茂 生 議員

第2 議案の訂正について

第3 議案審議

- ・質 疑 (委員会付託)
- ・討 論
- ・採 決

第4 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案の訂正について

議案第55号 市道路線の認定について

第3 議案審議

報告第9号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第10号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第11号 株式会社クリエイトやべの令和5年度決算及び令和6年度事業の計画の報告について

報告第12号 一般財団法人星のふるさとの令和5年度決算及び令和6年度事業の計画の報告について

報告第13号 一般財団法人秘境柚の里の令和5年度決算及び令和6年度事業の計画の報告について

報告第14号 一般財団法人FM八女の令和5年度決算及び令和6年度事業の計画の報告について

報告第15号 令和5年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第49号 専決処分について（令和6年度八女市一般会計補正予算（第3号））

議案第50号 八女市矢部診療所の診療費及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第52号 八女市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第55号 市道路線の認定について
- 議案第56号 市道路線の変更について
- 議案第57号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 議案第58号 令和5年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分について
- 議案第59号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第60号 令和6年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 令和5年度八女市各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和5年度八女市水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和5年度八女市下水道事業会計決算認定について
- 第4 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。一般質問最終日となり、また議案審議の日となりました。最後までよろしくお願いたします。

お知らせいたします。議案質疑表、森茂生議員要求の議案質疑資料、委員会・分科会日程表をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。19番森茂生議員の質問を許します。

○19番（森 茂生君）

皆さんおはようございます。日本共産党の森茂生でございます。今回、最後の一般質問になりましたけれども、最後まで御清聴よろしくお願いたします。

まず最初に、年金制度について質問を行います。

若いときはさほど年金については深く考えませんが、年を取ればほとんどの人が収入が年金だけということになりますので、非常に関心が高い問題であります。国民年金、厚生年金の現状をお伺いいたします。

2番目に、情報漏えいについて質問を行います。

携帯電話をはじめ、パソコン、マイナンバーカード、DXなど、いわゆるデジタル化が想像もできないくらい物すごいスピードで進行しているのが現状ではないでしょうか。情報が集約され便利になる反面、守らなくてはならない個人情報が漏えいをして大きな問題となっております。個人情報を日常的に大量に扱う行政は、特に最大の対策を取る必要があるのではないのでしょうか。情報漏えい対策はどうなっているかをお伺いいたします。

3番目に、学校教育についてであります。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活動状況について。そして、「あしたば」の運営についてお伺いいたします。

詳細につきましては、発言席にて発言通告に従い、お伺いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。19番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず年金制度についてでございます。

八女市の国民年金加入者の割合、国民年金の月額保険料及び月額受給額についてのお尋ねでございます。

厚生労働省が公表している令和5年度末の公的年金加入者数は6,745万人。うち国民年金被保険者数は2,073万人で、約3割の方が国民年金加入者となります。

令和6年度の国民年金月額保険料は16,980円、国民年金受給額につきましては、20歳から60歳になるまでの40年間に保険料を全て納付した場合、令和6年度の老齢基礎年金は、月額68千円でございます。

次に、市職員の厚生年金、標準的なものでございますが、月額保険料、月額受給額、事業主負担額はどうかというお尋ねでございます。

市職員の厚生年金の保険料及び年金額の算定に当たっては、民間被用者と同様に標準報酬制により基本給及び諸手当を基に算定され、保険料率18.3%を職員の掛金と事業主の負担金による労使折半で負担をしております。

なお、厚生労働省が調査した資料では、令和4年度の厚生老齢年金の平均年金受給月額は144千円でございます。

次に、平成27年10月に施行された被用者年金一元化法とは何かというお尋ねでございます。

公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等に雇用されている方が加入する年金を被用者年金といいます。被用者年金制度の安定性・公平性を確保し、公的年金制度全体に対する国民

の信頼を高める観点から、平成27年10月に、いわゆる被用者年金一元化法が施行され、これまで公務員等が加入していた共済年金制度は厚生年金保険制度に統一をされております。

次に、情報漏えいについてでございます。

まず、マイナンバーカードの偽造が問題になっているが見解をという御質問でございます。

マイナンバーカードは、特殊な印刷技術により券面の偽造が困難な上、内部の情報を読み取ろうとすると内容が消去される機能を有するICチップを活用するなどのセキュリティー対策が講じられております。しかし、携帯電話の契約時に第三者が偽造マイナンバーカードを使用し、不正に機種変更してキャッシュレス決済などを使用した事案が報道されております。デジタル庁では、店舗や窓口で本人確認を確実にを行うため、マイナンバーカード対面確認アプリを公開しております。このアプリの活用により偽造カードの対策ができるものと考えられます。

次に、市役所など全ての公的施設や外部委託先も含め、過去に情報漏えい事案はあったのかという御質問でございます。

これまでに第三者への個人情報の漏えいを確認している案件が2件ございます。

それぞれ発生時に公表しているとおおり、令和5年度中に市県民税の納付書の誤送付と給付金の決定通知書の誤記載がありました。

また、いずれの案件につきましても、関係者等へ説明し、謝罪するなど適切に対応をいたしております。

次に、情報漏えい対策を今後具体的にどのように強化するのかという御質問でございます。

職員に対して個人情報保護制度に関する研修を毎年実施しています。全国で発生している個人情報の漏えい案件や昨年度発生した事案を紹介し、どのような形で漏えい事故が発生しているのか組織として共有を図り、注意喚起を行っております。

また、万が一漏えい事案が発生した場合に、被害の拡大を防止する観点から、迅速かつ的確に対応できるよう取扱規程を整備しております。

あわせて、全国的にサイバー攻撃などを通じた大規模な個人情報の漏えい事故が発生していることから、本市においてもシステム面でのセキュリティー強化に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、この後、教育長が答弁いたします。よろしく願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

19番森茂生議員の一般質問にお答えいたします。

3、学校教育について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活動状況についてのお尋ねです。

八女市においては11名のスクールカウンセラー、4名のスクールソーシャルワーカーを配置しています。スクールカウンセラーは心理相談的なアプローチから、スクールソーシャル

ワーカーは福祉相談的なアプローチから児童生徒と保護者と学校をサポートしております。

次に、教育支援教育支援センター「あしたば」の運営についてのお尋ねです。

本年度8月までの「あしたば」入所者数は、体験を含めて26名です。センター長をはじめ2名の指導員と1名のカウンセラーによる体制で、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指して指導支援をしております。

以上、御答弁申し上げます。

○19番（森 茂生君）

まず最初に、年金問題についてお伺いをいたしますけれども、厚生年金の平均受給額が144千円、平成4年ですかね。平成4年、平均年金受給額144千円、ここに年金機構のホームページがありますけれども、国民年金の場合は、先ほど言われたのと全く同じ数字が並んでいますけれども、その下に、厚生年金も載っております。夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額ということで、国民年金のすぐ下に昨年度が224,482円、令和6年度現在ですけれども、230,483円、相当開きがあります。これはいいです。ここがちゃがちゃ言うより、どこの数字を持ってこられたのか、ちょっと私は疑問に思ったからです。

この年金機構の数字を基に言いますと、国民年金の場合が今年度1,750円の値上げ、厚生年金の場合が月に6,001円の値上げ、年間で72千円の値上げということになっております。値上げとしては非常に最近にしては大きな金額かなと思っておりますけれども、ところがどっこい、物価の上昇が急激に進んでおります。今年度の物価上昇率が3.2%、年金の引上げ率が2.7%、実質0.6%の引下げということで載っております。ということは、ある程度、最近に近く大幅な値上げが行われましたけれども、物価がそれ以上に値上げをしているので、実質0.6%の引下げということが言われております。

なぜこういうことになるのかといいますと、平成16年度よりマクロ経済スライドという計算方式で、いわゆる将来の年金のために云々ということですが、結果的に引下げですよ、引上げがあまり行われないうちに、過去3年間の名目賃金をベースに年金引上げを計算する。物価や賃金動向は計算せずに、過去3年間の賃金で計算するということですので、当然物価上昇の後に賃金が上がるというのが今までのパターンです。ですから、それが3年間の前ですので、結果的に物価上昇に見合わない値上げがされるという、これは制度的にそうになっているようです。ですから、非常に国全体が抑制の方向に全部動いているということが言えるかと思えます。

ちょっと順番を変えて、被用者年金の一元化というのが、先ほど言いましたように平成27年に行われております。この結果、どうなったのかお伺いをいたします。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

年金の一元化、平成27年度の一元化によってどうなったのかということだったと思うんですけど、平成27年度の年金の一元化以前におきましては、現在の厚生年金と国家公務員が加入する共済年金、地方公務員が加入する共済年金、それと私学教職員が加入する共済年金と、4つに分かれて年金のほうは管理をされておりました。

4つの年金がそれぞれありましたので、年金の受給者1人を何人の現役世代の加入者で支えているかという年金の扶養比率というのもまちまちということでありました。少子高齢化が進行する中で年金制度の安定化を考慮して、継続性のある年金制度の確立に向けて年金制度が一元化されたと考えております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

一元化によって地方の共済年金加入者は、結果的にどうなったのかお伺いします。

○人事課長（古村和弘君）

御説明申し上げます。

平成27年度の年金一元化によってどうなったのかということでございますけれども、先ほど申したとおり、27年度以前は地方公務員の共済年金という制度でした。年金制度の統一ということで、統一後における保険料率については、標準報酬月額額の18.3%と定められました。これによって以前の地方公務員の共済年金につきましては、18.3%より掛け率については少し低く設定されておりました。その結果、毎年0.354%ずつ引き上げられて、現在の18.3%ということになっております。

この引上げによって、月額保険料、事業主負担額ともに負担のほうは増加になったというのが現状でございます。

○19番（森 茂生君）

年金制度をよくするために一元化したんじゃなくて、結果的に共済年金を引き下げるために厚生年金に合わせた、掛け金は高くなって支給率は下がった。一言で言えばそういうことだろうと思います。

将来のため、非常に財政が厳しい厳しいと言われておりますけれども、その内容はともかくとして、今、国の流れがそういうふうに絞っていく、掛け金は高く支払いは絞っていくというのが流れになってきております。直接、市職員の方々とは関係ありませんけれども、共済年金が統一されるその前に、4年前に議員年金が廃止されております。早い話が、市町村合併でどんどん議員が少なくなって、平成16年から平成23年までの間、4割近く減ったと言われております。そのために、掛け金が底をついて破綻状態になって廃止になったわけですが、最近また、この議員年金を復活という話も今、上のほうから、議長会あたりから出ておりますけれども、これも賛否両論ありまして、直接関係ありませんので端的に言います

けれども、これにはかなり問題があると思っております。現在の議員年金があと約50年間続くと言われております。そして負担が約1兆1,400億円と試算されております。実は私も資格がありますので、議員辞めたら議員年金をもらう予定です。そして私がもし死んだら、今度は配偶者に遺族年金が4分の3ぐらい行きますので、相当長期間、今の制度が50年間と言われておりますけれども、続くのが現状です。

八女市がどれだけ出しているかちょっと、今回の決算書に出ていますので言いますと、事務負担が286千円、共済給付負担金が30,167千円、合わせますと30,453,280円、これがほぼ毎年八女市から負担をしている議員年金の財政負担になります。またこれに議員年金復活となれば、これまた莫大な予算を使うことにもなるし、恐らく相当な高い掛け金だろうと思います。私が記憶するところは月60千円ぐらい議員年金で引かれていましたので、恐らくそれより下がることはまずないと思います。そして、厚生年金となっております。厚生年金というと、議員は市町村から雇われているわけではありません。掛け金で折半に恐らくなるだろうと思いますけれども、折半になるのが原則です。ましてや常勤でもありません。それで議員年金が復活されると、これは大きな問題になるということで、賛成意見もありますけれども、反対、復活を認めないような意見書も各地から今出されているのが現状かと思えます。

この問題はこら辺でやめておきます。

次に、マイナンバーカードの偽装問題についてお尋ねしますけれども、最近かなり報道されておりますけれども、どのような偽装問題があるのか、分かる範囲でお答えください。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

最近の報道で言われていますのは、携帯電話の契約時に偽造のマイナンバーカードが使用され、それを店舗のほうで目視による本人確認ができなくて、偽造のカードで契約をされて、それで、そのカードを使って不正が行われているという事例が生じているところです。

以上です。

○19番（森 茂生君）

これはかなりいろんなところで報道されておりますけれども、1つが、立憲民主党の風間穰東京都議、この方が今年の4月17日、これは読売新聞の報道ですけれども、突然スマホが通話できなくなり、携帯電話販売店に相談したところ、名古屋市の店で何者かが東京都議会議員の名前を使って、マイナンバーカードを使って機種変更を——このマイナンバーカードは偽造ですけれども、それを使ってスマホを機種変更した。そのためにキャッシュレス決済で約10何万かのお金がこのキャッシュレス決済で使われたという事案が1件起きております。

もう一件が、大阪府八尾市松田憲幸市議ということで、4月30日、これも全く一緒です。自身のスマホが突然使えなくなり、契約するソフトバンクの地元店に相談すると、名古屋の

店舗で機種変更等を告げられたということです。僅か2日間でソフトバンクキャッシュレス決済で170千円、そして高級腕時計ロレックスというのがあるそうですけれども、2,250千円、これが購入されていたということが報道されております。どちらも議員ですけれども、議員の場合、大体住所とか名前を公表しているわけです。それで一番狙われやすいということだろうと思います。

どうして乗っ取ることができるのかと、私は不思議でならなかったんですけれども、偽造マイナンバーカードを販売店に持って行って本人確認を行う。そして紛失を理由にSIMカードと言うそうですけれども、そのカードの再発行手続を行う。再発行したことによって電波が通じなくなって、いわゆるスマホが乗っ取られた状態になるということのようです。古いスマホからチップですね、小さい、あれを新しいスマホに変えると、それで使えるようになる。あの理屈だろうと思いますけれども、このSIMカードを新しく発行してもらう、その時点でスマホが乗っ取られるということのようです。ですから、2件マイナンバーカードが偽造されて機種変更が行われたということのようです。

実は、この手口はSIMスワップという手口で、今に始まったことではなく、運転免許証は以前からそれを使ってスワップという手口でスマホ乗っ取りは頻繁に行われていたそうです。ですから、偽の運転免許証を偽造できないように、2つの携帯会社は証明書をつけるようにしてやったらびたっと止まったということのようです。ですから、運転免許証すら既にこういうのが起きていたから、当然マイナンバーカードも起きるという前提で事が運んでいたならこういうことにはならなかったようなんですけれども、多少の防止策はあっても簡単に乗り越えられて偽装が行われていた。実は、この偽装をした人が捕まっています。船橋市で中国国籍だったそうですけれども、生活に困り相談すると、カードを作らんですかということで、オッケーすると作業用のパソコンとプリンターが自宅に届き、メールでいろいろな情報が届いたと。作業は簡単で準備や技術は要らない、5分もあれば1枚作れると、この人は言っているそうです。

今、大体このマイナンバーカード、10千円から20千円で流通していると報道されております。そして、多いときは1日60枚ぐらい作って、日当は12千円から16千円もらいよりましたと言われておりますけれども、返答ではなかなか偽造できないようにと言われておりますけれども、このようにさほど難しくないのが現状だと思います。

こういう中で、警察や総務省あたりが対面販売でスマホを販売する場合は、チップを読み取る機械を必ずつけろというふうに義務化した、最近義務化になっております。それで、恐らくこういう問題は起こりにくいと思いますけれども、それはスマホの問題だけです。銀行関係は一部に読み取り機があるだけで、あとは全くない。ということは、このマイナンバー偽造が相当頻繁に行われるというのは当然私は予測をしておくべきだろうと思います。いろ

んなところで出てくるはずです。行政にとっても身分証明書代わりに今度そっちを使えと
なっていますので、ですから、よくよくやっぱり、対策はなかなか取りにくいんですけれど
も、きちっと目視して、今は目視以外ありませんので、目視でそれを見破るような教育をき
ちっとやっていないと、恐らく今後出てくるような気がしてなりません。

ついでに言いますけれども、インターネットで証明書サービス、マイナンバーカードを偽
造販売するサイトですということで、わざわざ偽造販売サイトまであります。何件も出てき
ます。証明書屋、証明書をやる屋で、作成費用200千円、キャンペーン価格で100千円でいい
ですよとなっています。それと、偽造本店というのもあります。ここは当店は業界内で10年
間誠実に経営してきた老舗ですと、99%見破られませんかということで宣伝をして、品質第一、
個人情報保護。3番目に、確実な納品ということで宣伝をしております。

ですから、こういう人たちがいるんですよ。それをきちっと頭に入れておかないと、安易
にやってしまうと必ずどこかで偽マイナンバーカードの問題が私は出てくると思います。こ
の点、日々行政の窓口で点検されているかと思えますけれども、今後どういう注意をされて
いくのかお伺いいたします。

○市民課長（松尾真美君）

説明いたします。

今後、窓口のほうでどうやるかというところでは、周知をやっていくしかないかなとは思
っております。しっかり、カード自体でも右上のほうに特殊な印刷がしてあったりとかし
て見分ける方法とかはあるので、そういう方法なり、対面アプリなどの使用できちんと正し
いカードかどうかを読み取って確認ができるような形で対応は今後考えたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

確かに、うさぎのマークをこうすると変わると。あれはやっぱり確実にやっていただかな
いといかんのかなと思っています。あれ一つだろうと思います。しかし、実際、偽造した人
の話では、ホログラムと言うそうです。ここを見て、ホログラムがないから偽造は楽だった
と言っています。それで、よっぽどやらないと見分けがつかないだろうと思います。確か
にあるのはあるんです。私もこう見たら、お金にもありますけどね。やっぱりそういうのを
きちっと窓口で判断——今のところはですよ、本来ならもうできんごとチップで読み取るご
とせないかんのですけれども、すぐにはならないと思いますので、確実にそこら辺のところ
はやっていただきたいと思います。それを要望しておきます。

続きまして、情報漏えいの問題ですけれども、過去2件ということで、あまり大した——
大したと言っちゃ悪いんですけれども、大がかりな情報漏えいとまではいかないのかなとい
う気がしますけれども、一応それに対しての対策といたしまししょうか、どういうふうにした

のかお伺いたします。

○総務課長（清水正行君）

御説明いたします。

令和5年度中に第三者への個人情報の漏えいが確認できた案件が2件ございまして、1件目は昨年10月に発生した案件で、市県民税の納付書2名分について誤送付がありました。

2件目は、本年3月に発生した案件で、住民税均等割額のみ課税世帯給付金の決定通知書に第三者の個人情報が記載されていたというものでございます。

いずれの案件につきましても担当部署から漏えいの対象になった方へ連絡、訪問し、謝罪を行った上で書類の差し替えを行わせていただき、また、本議会と報道機関に対しても報告を行わせていただいております。

この1件目の税務課の案件なんですけれども、内容には誤送付した納付書には氏名、住所、税目、税額、通知書番号の個人情報が記載されておりました。これは誤送付先の方からの連絡により判明したところですが、原因といたしましては、封入の際に複数の職員での確認作業を怠っていたということが原因となります。再発防止策といたしましては、封入作業時に複数の職員で確実にチェックをするという手順書を作って再発防止策に努めております。

2件目の件につきましては、今年の3月に発生した案件で、住民税均等割額のみ課税世帯給付金の決定通知書に第三者の個人情報が記載されていたというもので、3名分の氏名、生年月日の情報が第三者に漏えいしております。これは送付先の方からの連絡により判明したところですが、委託業者によるデータ作成に不具合があったということが原因になります。委託業者から経緯や原因、再発防止策についての説明と報告書の提出を受けました。

これにつきましては、今後もデータ作成に際しましては、市から委託業者に対して正確かつ丁寧な作業を行うよう指導するとともに、市の職員においても確認を徹底するなど、チェック体制の構築を進めてまいります。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

ちょっと油断すれば、この情報というのはすぐ漏れ出すものだろうと私は思っています。

ここに神奈川県平塚市というのでも情報漏えいが起きて、ちょっとこれはややこしいんですけれども、Aが通常使用していた市内ネットワークのパソコンはUSBメモリ接続制限機能が装置されていたが、施設予約、スポーツ施設の予約専用パソコンはこの機能を有しておらず、このパソコンを経由してファイルを別のUSBメモリに移すことが可能であった。そして持ち帰ったというのがあります。ちょっと私はそういうシステムに詳しくないから分かりませんが、そういう機能がついているけれども、別個のパソコンに1回移して、それからまた移し替えたからできたということが言われていますけれども、八女市の場合、

そういうことが起きる可能性があるのか、そういう対策を取っているのかお伺いします。

○DX推進室長（持丸 弘君）

お答えいたします。

USBメモリは、DX推進室が正当な業務に使用すると認めると許可した者のみ使用できます。それ以外は全て使用禁止になっておりまして、当然、外部から持ち込まれたUSBメモリは使用することはできません。また、個人情報の外部への持ち出しは、所属長及び情報セキュリティ管理者が認める業務に限定されており、それ以外は禁止されております。

なお、USBメモリは使用履歴がコンピューターに記録されるために、どこで誰が使用したか分かるようになっております。また、USBメモリの保管場所についても、鍵のかかる場所に保管し、内部監査で確認を行っております。

このように、USBメモリはできる限りのセキュリティ対策が施されておりますので、そのUSBメモリを使っての不正はできないということになっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

安心しました。ぜひよろしくをお願いします。

先ほど委託業者の関係で問題があったということをおっしゃいましたが、実はこの委託業者からの漏えいが非常に調べてみますと多いんですね。2017年、七、八年前ですのであれですけども、堺市で情報漏えいが起きているのが元職員、その当時は職員でしょうけれども、全有権者情報約68万件の業務情報を無断で持ち帰り、個人情報は外部に流出、また自宅に持ち帰った選挙補助システムを改良して自前のシステムを開発し、複数の民間業者などに売り込むことを行っていたということで、恐らくこれが最大の情報漏えいの件数だろうと思います。68万件だそうです。そして、それを持ち帰って、自分でこうこうして企業に売りつけようとした職員がいたということです。性善説、しないだろうということで、恐らく今までずっとそういうふうに行われてきましたけれども、やっぱりする前提、したくてもできない情報管理をやらないと、やっぱり私は駄目だろうと思います。そうしたものだから、堺市は住民情報を扱うパソコン約1,000台に対してUSB接続口を物理的に塞ぎ鍵をかける操作を行ったと、物理的に差し込まれんごとしたのを1,000台、とりあえずしたということだろうと思います。そういうのが現に起きております。

それで、先ほどUSBメモリはできないようになっていくということですけども、1つちょっと心配になりますのが、その情報を、ポケットに入るから、それを持ち帰って専門業者に頼んでそれを解除してもらおうということではできませんか、それとも不可能なことですか。

○DX推進室長（持丸 弘君）

お答えいたします。

そのUSBメモリを持ち帰って、業者に頼んでそれを解除して中の情報を抜き取ったという案件かと思えますけれども、（「いや、案件ではなく、そういうのができますかという」と呼ぶ者あり）できますかということだろうと思えますけれども、そちらの件につきましては、基本的にUSBメモリを持ち出すことは許可されておりません。ですので、そちらのほうで業者に頼んで可能かどうかというのはこちらのほうでは判断できませんけれども、基本的にセキュリティポリシー上、USBメモリの持ち出しができないということになっております。

○19番（森 茂生君）

ですから、持ち出しはできないというのは分かるんですけども、もし持ち出してした場合の話をしているんですよ。性善説を取るなら恐らくないと思います。ところがやっぱり中にはいろんな人がおられるからですね、金銭的に困って販売目的で持ち帰る、あるいはする可能性もありますので、そこら辺のところは確実に日頃の教育で持ち帰りは禁止、そして持ち帰りを発見したら即座に対処する、そういう体制が必要かと思っております。小さいからこれをポケットに入れたら分からんわけですよ。

それで、在庫といいましょうか、そういうのは日常把握されていますか、持ち帰りがあるかなかったか、そういう把握は時々でもいいんですけどもされているのか。それとも全く本人任せになっているのかお伺いします。

○DX推進室長（持丸 弘君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、USBメモリについては、保管場所についても鍵をかけるようにして保管をしております。

また、こちらのほうは内部監査を行っております、どういった管理をやっているのかを常に確認しているところでございます。

○19番（森 茂生君）

今後ともよろしく申し上げます。

もう一件事例を出してみますと、兵庫県の尼崎市、2022年6月、尼崎市が委託した業者が全市民約46万件の個人情報が入ったUSBメモリを紛失、この中には全市民の住所、氏名、住民税の情報、生活保護世帯の状況、児童手当の口座情報などが入っていたようです。委託業者の社員がなぜ漏えいしたかという、委託業者の社員が終了後、飲食店で酒を飲み泥酔し寝込んでしまい、かばんごと紛失したということのようです。そして、事務作業後、消去しなければならないデータを消去せずに持ち歩いていたということが言われております。ですから、きちっと作業後対策を取っていたなら起きていない事案ですけれども、このように46万件というのが流出したけれども、結果的に3日後見つかったけれども、情報が流出かど

ティー対策の徹底及び確認というのが来ていると思います、令和4年6月に。恐らく来ていると思いますので、後で確認をしておいてください。そこにはる述べてあります。しかし、決めたから、それがそっくりそのまま適用じゃなく、やっぱり自分のところと同じように委託先にもきちっとした対応を求める。そのためには、委託契約にちゃんとしているから大丈夫じゃなく、こう書いてあります。先ほど言った総務省の自治行政局のデジタル基盤推進室より来ているのはこう書いてあります。市による監査、検査をなさいますとなっています。それで、相当な数委託されているかと思いますが、いろんな方面で。それを監査し、検査したことがあるかどうかお伺いします。

○総務課長（清水正行君）

お答えいたします。

先ほど申しあげました個人情報に関する特記事項が確実に守られているかどうかというのを業者に確認するために、委託先における取扱い状況チェックリストというものを作成しております。これを業者に提出させて、それらが確実に遵守されているかどうかを都度確認しているところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

なぜこれほどまで言うかということ、やっぱり漏えいしてからじゃ遅いんですよね。そりけんが、繰り返し言いますが、相当な数委託が行われているかと思いますが、くれぐれも委託業者には、自分のところと同じような気持ちで対策を取ってもらおうよう、繰り返し繰り返しやっぱり言ってもらわんといかんだろうと思います。ましてや再々委託だとか、ちょっとうわさとか聞いた場合は、すぐに対応してやらんといかんだろうと思います。

ちょっと時間が過ぎてしまいました。ほかにもいっぱいありますけれども、これは後日また取り上げさせてもらいますけれども、この委託先からの漏えい、あるいはUSBメモリの問題がありますけれども、もう一つ問題は、メールでの情報漏えいというのが結構出てきます。

八女市の場合、例えば、内部におる人が自分の家の自宅のパソコンに個人情報が入った資料を添付なりして送ることは可能ですか。あるいはどこかの知り合いに個人情報が入ったのを送る。あるいは内部でやり取りをして、その中にいろいろそういう情報を交換する、やり取りする。そのメールの対策がどうなっているかお伺いします。

○DX推進室長（持丸 弘君）

お答えいたします。

八女市情報セキュリティポリシーによると、個人情報をメールで送信することは原則禁止になっております。

なお、メールを使用できるパソコンは業務系のネットワークに属するパソコンになります。このパソコンには、住民基本台帳などを管理している基幹系システム、こちらは使用できませんので、直接的に基幹系システムで管理しているデータをメールにて送信することはできません。

また、業務系のパソコンで作成した名簿等についても、パスワードにより保護して送信するようにしております。ただし、所属長及び情報セキュリティ管理者が使用を許可したUSBメモリを介して個人番号系から業務系へ持ち出すことは、正当な業務の範囲内であれば可能でございます。

しかしながら、個人情報無許可で外部へメールで送信することは、セキュリティポリシーによる禁止事項に当たり、このことについては、コンプライアンス研修や情報セキュリティ研修にて職員へ周知徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

本来ならできないんだけども、やろうと思えばできるということで理解していいんですか。

○DX推進室長（持丸 弘君）

お答えいたします。

可能でございますが、情報セキュリティポリシーで禁止事項となっているということでございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。禁止されているけれども、やろうと思えば何とかできると理解をいたしました。ですから、そういうのがやっぱりできないように、事前にできる可能性があるところは、当然その前に手を打っておく、これが情報漏えいを防ぐ一番の手だてだと思います。ですから、そういう少し穴が開いておるかなというところはもう一度点検をして、さらにセキュリティを強化するなり、対策を私は取るべきだと思います。

何らかの対策を取りますか。それとも、もう今のままで、ないからそのままにしておきますか。

○DX推進室長（持丸 弘君）

お答えいたします。

今現在の対策がこれ以上取れるかという御質問かと思えます。

今現在では、できる限りの対策は行っているつもりではございますが、このことにつきましては、職員の意識の問題もございまして、コンプライアンス研修や情報セキュリティ研修にて職員への周知徹底を図っていく必要があるかと思えます。

○19番（森 茂生君）

私は、そういう研修とかは大いに必要だと思いますけれども、やっぱりそういう脆弱なところがあれば、特にそこは注意して漏えいが起きないように私はすべきだと思います。

時間がかかり押してきましたので、次の質問に移ります。

学校教育問題についてですけれども、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いろいろ骨を折っていただいで活動していただいでいますけれども、今までは「あしたば」の2階に拠点みたいなものがあって、それから各学校を回っていたというようなことを言われていたような気がしますが、この立花支所に移った場合、そこが——カウンセラーは学校でしょうけれども、スクールソーシャルワーカーさんたちは、そこに集合して、そこが拠点みたいなことになるのかどうかお伺いします。

○教育指導課長（轟 拓也君）

お答えいたします。

立花庁舎のほうに移転しました後も、現在と同じように「あしたば」の近く、隣の部屋を確保して、教育相談室がございますので、そこを拠点といたしますが、各学校に出向くことが主な業務となります。現在と同じように、拠点校型、拠点校に朝から派遣される形、それから、教育相談室を拠点として、そこから学校に出向く派遣型、それから、巡回型というふうな型に分かれて学校現場に出向き、相談業務に当たることとしております。

○19番（森 茂生君）

時間の関係で次に行きます。

今度、学習指導要領の改訂、不登校記載部分というのが変わっております。平成29年でちょっと前ですけれども、その中に、この前も申し上げたと思いますけれども、不登校の「あしたば」の運営ですけれども、この解説の中にもるる述べてありますけれども、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童や保護者への意思を十分尊重しつつ、児童が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があるとなっております。これはこれで理解をします。

「あしたば」の八女市教育支援センターの設置及び運営に関する規則、この中にも先ほどと同じように、社会的自立の基礎を培うための指導及び援助を行うこととなっております。学校復帰だけではなく、社会的自立を目指すものと。それはそれでいいんですけれども、チラシを今年の4月でしたか、もらってきたんですけれども、これをちょっと読むと、まず1番目に、学校復帰ができるようにということとなっております。そして真ん中を開けますと、1番目に学校復帰をしやすくするために。この中で、社会的自立の基礎を培うためという云々が当然載っています。最後に見ますと、学校復帰ができるようになることを願う「あしたば」という名前がつけられましたとなっております。どうも学校復帰の比重がいやに

高いなという気もします。念のために、ホームページで「あしたば」のことを見てみましたけれども、「あしたば」では児童生徒自身が自分の意思で学校復帰できるように云々だと。そして、自主性、自発性、社会性及び協調性を培うため云々とは出てきますけれども、社会的自立という言葉そのものは出てこないんですね。

それで、どうも比重が学校復帰にまだ傾いているような気がしてなりませんけれども、そこら辺のお考えはいかがでしょう。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

先ほど御紹介いただいた「あしたば」の名前の由来に関しては、名前が決まった当初の皆さんの願いというものが込められているものと理解しております。

「あしたば」の運営を含みます八女市教育委員会としての不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方といいますのは、令和元年の通知、不登校児童生徒への支援の在り方についてにも示されていますように、議員も御指摘のとおり、不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目的にするのではなく、目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指しているということ。

それから、令和5年の通知、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方において、改めて周知されましたとおり、不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学校教育の役割は極めて大きいと考えており、社会的自立をする一つの法略として学校復帰というルートもあると捉えております。

○19番（森 茂生君）

私がちょっと気づいたのは、今年の6年度の当初予算、これを見ますと、教育支援センターにおいて心理的、情緒的により登校できない状況にある児童生徒に対して学校復帰のための指導援助を行いますという予算で、学校復帰というのは全くありません、この予算の中には。

それともう一つ、今度の決算を見てください。全く同じで、学校復帰のための指導援助を行うというふうになっています。社会的自立という言葉が出てきません、この予算の中には。だから、ちょっと比重がおかしいんじゃないかと思ったんですよ。

ですから、言葉でじゃなしに、やっぱりこういうところに案外出てくるものかなと思いますので、そこら辺のところは、担当課長がつくられたかどうかは知りませんが、皆さんと共有して、もう一度この国の通知、そして社会的自立はどうあるべきか、あるいは、学校復帰はどういうふうにやったほうがいいのか、そこら辺のところをもう一回、皆さんと一緒に勉強会なり私はしていただかないと、どうも末端まで伝わっていないような気がしてなりません。やっぱりこういうところにも社会的自立ということがはっきり出てこなければ私

はおかしいと思うし、その思いがこういうところに出てくると私は思うわけです。ですから、そういうところは再度認識を新たにさせていただきたいと思うわけです。

時間も来ましたのでこれで終わりますけれども、市長におかれましては、長い間、奮闘いただきましてありがとうございました。

今後とも八女市発展のために御協力いただきますようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

19番森茂生議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで議会運営委員会委員長より報告がございます。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

議会運営委員会から報告をさせていただきます。

執行部より、議案第55号について訂正の申出がありましたので、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、その結果について御報告を申し上げます。

執行部より説明を受け、議案の訂正については、会議規則第18条第1項の規定により議会の承認を要するため、議会運営委員会といたしましては、議事日程を追加することと決定いたしました。よろしくお願いをします。

○議長（橋本正敏君）

お諮りいたします。ただいま委員長報告のとおり、議事日程を追加いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。

追加後の議事日程につきましては、ただいまからタブレットに配信をいたします。御了承をお願いいたします。

日程第2 議案の訂正について

○議長（橋本正敏君）

では、日程第2、議案の訂正についてを議題といたします。

執行部より、議案第55号 市道路線の認定について、訂正の申出がありました。

ただいま議題となっております本件について、訂正理由の説明を求めます。

○副市長（松崎賢明君）

本日は大変貴重な時間を拝借いたしまして、ありがとうございます。

このたび、今定例会に上程しております議案の内容に誤りがございました。上程議案の誤りという大変重大なミスを生じたことについて心からお詫び申し上げます。

議案第55号 市道路線の認定について、ただいま配信いたしております正誤表のとおり、認定路線の平均幅員を13.51メートルと記載しておりますが、正しくは5.92メートルでございます。大変申し訳ございませんでした。

つきましては、議案第55号につきまして、議案の差し替えをさせていただきたくお願い申し上げます。

今後、このようなことがないようにしっかり努めてまいりますので、議案のお取り計らいにつきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本正敏君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案訂正の件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

お知らせいたします。訂正後の議案書をタブレットにただいまから配信いたしますので、しばらくお待ちください。——配信されたようでございます。御確認できましたでしょうか。

日程第3 議案審議

○議長（橋本正敏君）

それでは、日程第3．議案審議を行います。

報告第9号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

まずお聞きしたいのが、1人乗車だったのか、2人乗車だったのかをまずお聞きします。

○上下水道局長（松尾正久君）

この現場に行った者は1人で乗車しておりました。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

松崎副市長にお聞きします。

事故のたびに聞いております。交通安全指導をきちっとしますということで聞いておりま

すけれども、こういうふうには事故報告が出てまいります。どのような指導をされたのか、お聞きします。

○副市長（松崎賢明君）

今回も公用車による事故を報告しなければならないような状況になりまして、私どもも深く、重く受け止めているところでございます。

これまでの事故等も全て含めまして、定期的に安全運転に関する人事課通知、毎朝市の業務用のパソコンを開くと定期的に交通安全に対する注意喚起とかを行っているところでございます。また、会計年度任用職員も含めまして、職員全員を対象に研修も実施しているところでございます。

事故の状況が発生した場合には、その状況を全て職員に伝えるなど、注意喚起をしっかりと促しているところでございますけれども、前回は御答弁させていただきましたけれども、まずは個人の注意喚起が一番で、そこに意識をいかに持っていかるところで、毎朝の朝礼とか、出張に出かけるときとか、その都度、上司の者が声をかけて注意喚起を促しているところでございます。

そういう中におきましても、こういった単純なミスでトラブルを起こしているということは、繰り返しになりますが、深く受け止めておるところです。

私どもも日々、この注意喚起をしながら、職員の皆さんがこういったミスを起こさないよう、常に交通安全意識を持つよう、さらに努めていきたいと考えております。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものでございますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第10号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

同じくお聞きいたしますけれども、1人乗車だったのか、2人乗車だったのか、まずお聞きします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

今回につきましては1人乗車でございました。

○14番（牛島孝之君）

報告第10号資料2、事故発生略図及び事故状況、これを見ますと、まず駐車場に前進のまま止めて、バックするときに相手方の車両に接触したという事故状況が載っておりますけれども、今、商業施設等におきましても、できるだけバックで止めてくださいと。市の駐車場もそうです。そこら辺は徹底してありますか、どうですか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

駐車の方につきましては、指導等を行っておりませんでした。

○14番（牛島孝之君）

行っていないということは、当然、市役所駐車場、あるいはこういう施設の駐車場においても、なるべくバックで止めるようにふだんしてありますか、してありませんか、いかがですか。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

バック駐車をするように、研修の先生等からは、日頃よく言われていることではございません。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

松崎副市長にお願いします。

今後、こういう報告がゼロになるようによろしく願いいたします。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

よろしいですか、答弁は。

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第11号 株式会社クリエイトやべの令和5年度決算及び令和6年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

事業報告を見ますと、基本財産が55,100千円、市出資割合が90.7%となっておりますけれども、残りはどこが出資しているのかお伺いします。

○矢部支所長（轟 晃守君）

お答えいたします。

ほかの出資団体といたしまして、福岡県八女森林組合、福岡八女農業協同組合、八女市商工会の3社でございます。

○19番（森 茂生君）

資料を見ますと、平成11年、1999年に合併前の矢部村でこのクリエイトやベが第三セクターとして発足しているようですけれども、八女市がほとんどの出資割合ということですが、それは理解しました。

損益計算書、これを見ますと、今年度5,450千円の赤字ということになっておりますけれども、経営状況についてどのようになっているのかお伺いします。

○矢部支所長（轟 晃守君）

お答えいたします。

令和5年度につきまして、御指摘のとおり、経常損失が大きく5,000千円程度出ているところでございますが、要因を分析いたしまして、いろいろな要因が考えられますが、一番大きなところといたしましては、令和3年度、それから令和4年度にかけまして、職員の退職が1名ずつ出ております。令和4年度は、それまでよりも2名少ない体制で業務を行ったということで、それまで請け負うことができていた大規模な現場であるとか、そういったところの班編成、それが難しい状況になっておりまして、売上げが落ちていると。

それともう一つは、令和3年度まで豪雨災害で災害復旧現場等の現場が幾つかあったんですけれども、幸い令和4年に関しましては、そういった災害が発生しなかったということもありまして、そういった現場が減少したということも要因と捉えているところでございます。

○19番（森 茂生君）

事業の報告を見ますと、令和6年4月、今年の4月から「森林整備事業による農林業振興・地域活性化活動をする地域おこし協力隊2名を、研修先として受け入れ、活動していただいております。」ということで、昨年度は人員不足だったかもしれませんが、今年は2名入って、業務の立て直しはできるかどうか、どのように思っているのか、お伺いします。

○矢部支所長（轟 晃守君）

おっしゃいますとおり、地域おこし協力隊員2名を今研修先として受け入れをしているところでございます。

これは、大きな目的として、地域おこし協力隊に林業分野での技能を習得していただくと。そして、できれば将来的に定住につなげたいというところで活動していただいているところではございますけれども、雇用期間というか、契約期間が3年ありますので、そのうちにはクリエイトやベの職員と一緒に現場等で動いていただくということで、そういった今まで受注することができなかった現場の受注にもつながっていくと考えております。

また、福岡県の水源の森基金、こちらが主催します林業関係の会社向けの合同説明会等が開催されておりまして、引き続き、そちらでも職員の募集を行っております、会社説明と募集ですね。この協力隊と併せて人員の増員を今後も図って行って、経営力を高めたいと考えているところです。

○19番（森 茂生君）

さきの一般質問あたりでも、林業の重要性、今後、CO₂削減、もろもろ言われていますので、ぜひともこれを充実させて、きちっと経営がなって発展するように思っていますけれども、当初は6名ということでしたけれども、そういう割には、ほとんど人数的には増えていないわけですね、たとえ2名入ってきたとしても。私とするなら、これがどんどん増えて、強固な基盤を築いて、東部地区の山林を一手に引き受けるような、そんな会社になっていただきたいと私は思うんですよ。八女市にも恐らく600町ぐらいの市有林、市が所有している山林がありますので、やっぱりそういうのも、例えば、以前からありました自伐型林業がよく言われていますけれども、大きい機械を入れずにこつこつ小規模にやっていく。600町といえば相当な面積があると思いますし、そのほかにも相当な面積があると思います。それで、八女市の所有の林地、そこら辺をある程度していただく、そういうことはできるのか、できないのか。

これを見ますと、林業が切れる時期があるというふうに聞きました。冬場ですかね。切れる時期には農作業とか公共工事をしていただく。やっぱり主体は林業ですので、年がら年中林業でやっていただくという体制を、市が90%出資していますので、指導力を発揮していただいて、もうちょっと活発にできるようにやっていただきたいと思います。

八女市の600町、600ヘクタール、これはある程度、そういうところに任せるといっていいわけにいかないんですか。そこら辺のところをどう考えてあるか、お尋ねします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

市有林600ヘクタールございますけれども、八女市全体からしますと、人工林が2万3,000ヘクタールございます。そういった全体の山林には、それぞれ施業計画を立てたりして、事業が行われているわけでございます。市有林のみならず、八女市全体の山林を、各林業事業体、森林組合が中心となって、八女林業の持続的な発展をするように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

山林の大切さは皆さんがもう納得していただいておりますので、ぜひともここが発展して、何十人も雇うような体制ができればと思っていますので、ぜひそういう立場から発展するよ

うな対策を取っていただきますことを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○11番（田中栄一君）

株式会社クリエイトやべは、矢部地域にとっては非常に大事な事業者でございます。今後の経営安定が求められていると思う中で、先ほど森議員からもお話がありましたけれども、やはり当期純損失、これが大きく増加しております。今後の経営に対して非常に先行き不安を感じております。

そういった中で、指導関係については、先ほど森議員の質問で答弁がなされましたけれども、その中で、令和6年度の事業計画、これは毎年同じような文言が出てきているんですけども、「主体事業である林産事業の請負、作業売り上げ増を目指します。」としておられますけれども、具体的にどういったふうなことで進められるのかということをお尋ねします。

○矢部支所長（轟 晃守君）

今回の令和5年度の決算を受けまして、クリエイトやべの取締役会において、やはり大きな問題ということで、今回協議がなされたところです。

その際に、令和6年度の経営体制の改善というところで、取締役の方から御提案いただいておりますのが、定期的に二、三か月ごとの経営状況、業務の請負状況であったり、経費の支出状況、そちらを常にチェックしながら経営をやっていくと。取締役、先ほど御紹介しました出資団体、森林組合、農業協同組合、商工会ですね、こちらから役員さんが出ていらっしゃると思いますので、そちらの方々に定期的に経営状況をチェックしてもらおうと。

それから、森林組合の取締役がいらっしゃいますので、森林組合で発注できる業務、そういったものをクリエイトやべと協議しながら業務を増やしていこうというところで、令和6年度は取り組んでいるところです。

○11番（田中栄一君）

業務が増えることについては非常に期待するところですが、そのためには、このクリエイトやべの事業PR、これが非常に大切であると思っています。これが不足しているんじゃないかと。実際、私もクリエイトやべに発注した経験がございますが、職員さんからは、矢部の範囲でやっておりますというお断りの言葉もありました。それは誤りだということで、後ほどお断りにわざわざおいいただきましたけれども、そういったふうに、やっぱり社員さん自体がそういうふうなことであるならば、市全体に対して、あるいは市外に対しても、そういったことが届いていないんじゃないかと。ということは、要するにそれだけ事業の機会を失っているということで、PRをもっと考えてやっていかにかん、営業活動をやっけていかにかんと思います。

そういう中で、営業相手先とか、今先ほど言われました森林組合がいろいろするとか、そういうふうなことが言われましたけれども、それ以外にもいっぱいあると思うんですよ。一般市民の方で、ちょっと個人的には無理なところがあるからということで、小さなことからこつこつとじゃありませんけれども、そういうふうな営業活動もやっぱり必要なんじゃないか。

要するに、クリエイトやベというのが存在して、どういうふうな事業をやっていますからどうぞ発注してくださいという姿勢が必要なんじゃないかと思っておりますが、そういった部分については、営業相手先とか、範囲とか、どういうふうに行われているのか、お尋ねしておきます。

○矢部支所長（轟 晃守君）

その当時の田中議員の発注されたときの状況が把握できておりませんので、分かりませんが、現在は、もちろんこちらの旧八女市外内の、例えば、大木の除去であったり、また市外も熊本県の山鹿地区とか、あと福岡県ももっと北のほうですね、そういったところにも業務範囲を延ばして取り組ませていただいているところです。

昨年ぐらいは、朝倉等も災害関係でいろいろお声をかけていただきましたので、そういったところでも業務をいたしているところではございますけれども、おっしゃいますとおり、なかなか一般の方にどういった業務をクリエイトやベが行っていて、また、クリエイトやベ自体の存在がまだ認知されていないという御指摘は当たっているかと思しますので、今後の営業ですね、そういった方針を、またクリエイトやベと協議しながらPRに努めていきたいと考えております。

○11番（田中栄一君）

PRについては、FM八女はかなり広範囲に電波が届いております。そういった媒体も利用してやるのも一つの方法じゃないかと思っております。

とにかくクリエイトやベは、本当に八女にとって重要な事業者でございますので、経営破綻がないように、しっかり市としても90%出資しておりますので、指導をやって、そして、こちらの当期の純利益がプラスに転じるようによろしく願いして、私の質疑を終わります。

○18番（三角真弓君）

損益計算書を見まして、給料ですね、賞与のこの額というのは、役員が10名、正規の職員さんで5名、シルバー人材部門が3名、機械利用組合部門が2名となっておりますけれども、この方たちの全ての給与、賞与の額がこの金額と見ていいんでしょうか。

○矢部支所長（轟 晃守君）

こちらで支出しております給与は、職員の給与のみとなっております。

役員の報酬については、定款によりまして、職務執行の対価として当会社の利益が生じた

場合、株主総会の議決によって定められておまして、現時点では利益が出ていないということで取締役の報酬は含まれておりません。職員のための給与となっております。

○18番（三角真弓君）

確かに危険な仕事で、金額を見ますとそう高くはないですね。今後、人材の確保をすることにしましても、ちょっと給与が安いのではないかとということがあるんですけど、副市長、その点どのようにお考えでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

雇用の面については、ここだけでなく全般的な話として、賃金の格差をなくして働きやすい職場をつくるというのが大前提とっております。

あと、それぞれの事業所の経営状況によって、そこで差は出てくることはあるかと思えますけれども、募集できるように経営努力して、賃金の底辺が上がるように経営努力をするように、私どもからもそういう指導をしていきたいと思っております。

○18番（三角真弓君）

経営状況があまり分からないままの質問ではありますが、今後、人材の確保にしましても、やはり生活を担っていくための、ある程度の給与の保障がなければ、なかなか人の集まり手はないと思えますし、若い人をどう取り込んでいくのかということも、より今後検討していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○14番（牛島孝之君）

お聞きしますけれども、予算書の中で、昨年、令和6年度ですか、請負売上4,500千円の減、補助金収入5,000千円の増、これを見ると、ほとんど補助金じゃないかと思っておりますけれども、林業振興課長にお聞きしたいんですけれども、以前から荒廃山林について聞いておりましたけれども、要するに所有者の意向調査、山林をどうしたいのかとか、それはいつ頃終わりますか、その意向調査は。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

意向調査につきましては、八女市内の山林所有者に全て順序よくお出ししていくわけですが、この意向調査というのが、そもそも森林経営管理制度に基づく意向調査になります。持続的な森林経営を行うためにずっと調査を行うわけですが、調査票を送る自体は、今のところ6年間を目安にしております。その後、様々な形態がございますので、最終的に終わるということはないと考えております。いろんな形で新たな林業のやり方とか、そういったものができてくるから、半永久的にそういったものを議論しながら森林経営を進めていくということになっております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

なぜこういうことを言うかという、要するに荒廃山林、持ち主さんをまず調べて、その持ち主さんが、要するに山林を自分で持つのか分からない、失礼だけれども、相続はしたけれども、どこにあるか場所も分からない。前の庁舎のときに、税務課に御夫婦でお見えに、大分高齢でしたけれども、父から相続をしたけれども、航空写真を見せてくださいと。どこじゃい分からんと。そのとき言われたのは、市のほうにもらってもらえませんかということをおっしゃいました。私は横におりましたけれども、いや、市のほうでもらうわけにはいきませんということでした。そういう方は相続で山林を取得されたけれども、自分の山がどこにあるかも分からない、どの程度荒れているかも分からない、そういう方が結構いらっしゃると思うんですよ。

それと一つ、山ガールと今言いますけれども、要するに女性でも山仕事、結構好きな方もおられるんですよね。だから、とにかく職員が足りないということであれば、この前、株式会社ナガワさんがやられましたけど、あの中にも女性が1人おられました。

そういうこともしないと、本当にこれだけの予算書を見れば、要するに、補助金頼りではないのかと思いますけど、そういうふうにならないように支所長としてどういうふうにお考えでしょうか。

○矢部支所長（轟 晃守君）

議員おっしゃいますとおり、この令和6年度予算書を見ますと、補助金が9,500千円ということはかなり大きくなっております。

ただ、このうちの5,500千円、市から通常出しております補助金が年間4,000千円なんですけれども、令和6年度5,500千円ほど増加している要因といたしまして、県の水源の森基金の雇用管理改善対策事業、こちらを使用いたしまして機械の購入を予定しているところでございます。機械更新を予定しておりますので、その分、申請しております補助金が大きく歳入に上がっているということをまず御説明させていただきます。

先ほど、その他雇用関係のいろんな形態につきまして、実は矢部地区内のある林業の企業になりますけれども、そちらでも女性の職員の方が働いていらっしゃるという実情もございます。クリエイトやべも、そういったことを参考にしながら、今後、大きく雇用を伸ばせるように努力をしてまいりたいと考えております。

○14番（牛島孝之君）

やっぱり東部地区の林業並びに農業がよくならないと、本当に八女市がよくならないと思いますので、ぜひ矢部支所長におきましては一生懸命努力していただきたいと思います。

終わります。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものがございますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第12号 一般財団法人星のふるさとの令和5年度決算及び令和6年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○11番（田中栄一君）

4ページの正味財産増減計算書の中の、その他管理受託収益、これが前年度に比べて12,206千円突出して増加しておりますけれども、この内容について御説明をお願いします。

○星野支所長（川口良和君）

説明いたします。

その他管理受託収益の増ですけれども、星野村におきましては山村留学事業というのを行っております。令和4年度は指導員の不足等によりまして、1年間休止しておりましたが、令和5年度から復活しております。その1年間の事業の委託料がこの収益の増につながっております。

以上です。

○11番（田中栄一君）

分かりました。山村留学に関する事業費ということで理解いたしました。

それから、その他の受託事業として、これは観光振興課のほうに絡むのかなと思いますけど、八女市観光協会星野支部事業というものがございます。たしか観光協会は、昨年か一昨年に旧市町村の協会が統合されて、八女市観光協会として1協会になったんですけれども、ここら辺の補助ですね。私が思っているのは、この星野の星のふるさと、ここでも観光協会の事業を支部として受けられているので、市から出ているのか、あるいは親観光協会に補助金を出して、その中で支部費として出されているのか。もし両方から出てきているということになれば、二重補助というふうな形で受け止めるんですけれども、そういうふうなことの補助の流れですね。それと併せて、支部事業でどういった事業をされているのか、受託事業としてですね。そういった部分についてお尋ねします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

観光協会のことということでございますので、まず、大きくお話ししますと、今議員がおっしゃったように、八女市の観光協会がばらばらでございましたので、10年を経てやっと

合併することができております。

これにつきましては各支部というのがございまして、この支部を一緒にする必要がございました。一番大本である親の八女市観光協会については、実は補助金はゼロ円、いただいております。ただ、各支部に支所を通して渡すような形を取っております。

今、星野の財団のことで質問がありましたので、星野を例に取らせていただきますと、この金額については星野の観光協会の事務局がここの星野の財団になっておるところです。例えば、上陽町だったら事務局は支所とか、そこそこで違うわけですね。だから、そこは統合しておりませんので、ここについては星野村に600千円事務費としてお渡ししているところとあります。

それともう一つの質問でございました、どういう事業をやっているのということでございますが、まずは観光案内の運営、特に星野はびそんという直売所がございます。こちらのほうで観光案内をしていただいたりとか、あとは出店ですね、都市部のほうに物を売りに行く、そういうときに使われているところもございますし、例えば、上陽町のように万灯流しとか、そういうように使っているところもあるし、そこそこで事業計画を出していただいて、それに伴う負担金の割合を決めているところでございます。

最終的に、負担金の割合は、さっき言われたように、そこにいらっしゃる観光協会の会員数というのをベースにしておりまして、あとは一般的に一律、総会とかする費用の分もベースにしながら毎年計算をして、分配しているような状況でございます。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでございますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第13号 一般財団法人秘境柚の里の令和5年度決算及び令和6年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○2番（花下主茂君）

決算書3ページです。

事業収益の、特に八女本舗の事業収入のところが、前年度に比べて当年度が76,000千円ほど減ということになっておりますが、詳細を教えてください。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

実は、八女本舗は昨年までは簡易課税を選択しておりまして、2年分は売上高が1億円を超えておりましたが、その分を収益として上げておりました。

ところが、この1億円を上げますと消費税がそれにかかってくるということがございまして、相当消費税を払わんといかんごとなったんですよね。

そこで、実は道の駅たちばなさんのやり方で計上しました。100円の商品を仕入れたら約30%の収益が上がるわけですね。その30%の分だけをこの決算に出していただいているというのが道の駅たちばなのやり方でございましたので、税理士さんとちょっとお話をさせていただいて、課税対策という形で、今回は収益の分だけを計上するやり方ということで、この金額になっております。

ですから、70,000千円減ったというのは、物の行ったり来たりではなくて、本当の収益の分だけで出したということで、今年度より決算書をスリム化しているというのが今回の決算書になると思います。

以上です。

○11番（田中栄一君）

秘境柚の里の関係で、今、八女本舗の事業収入の減については、要するに経理のやり方を変えたということで理解いたしました。何か聞くところによりますと、この秘境柚の里から八女本舗に出している出品者数、これが大きく減少して、何か、ちょっともう集荷も来なくなったという話を聞いていたんですが、これは別にそういうことはないんですかね。私の友人が出品していますけど、来なくなって、黒木まで届けにやいかんごとなったという話なんですが、そこら辺の事情についてお分かりであればお尋ねします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

まずは、出荷者の数なんですが、実際、今7月末で178人の方が登録されております。これは個人だけではなくて法人もなんですが、これは昨年より増えている数字になりますので、ごっと減ったということはありません。

それとあと、集荷の件ですが、実は議員おっしゃったように、トラック代がこの燃料の高騰によって相当上がるとのわけですね。それで、実は今年度より作戦を考えまして、軒下出荷というのをやっております。これは何かというと、メリットが2つございまして、1点が高齢者になってトラックとか、そういうのを運転できない方が出荷するところまで持っていかななくても、財団柚の里のスタッフのおじちゃんなんですけど、その方たちがその家を回って品物を集めて持っていくと。どこまで持っていくかということ、実はそれが黒木まで持っていってもらおうというやり方を今年度から始めているところでございます。

もう一つ、利点は何かというと、トラックの値段のこともなんですが、今言ったように、

免許証の返納であるとか、そういうところの対策も考えて、今年、モニターの的にやってもらっているやつを今年の6月から始めておるところでありますので、御友人の方が持っているかやんと思ってあるのであれば、うちの財団のほうが、ちゃんと説明ができていないということでございますので、財団のほうにはしっかりそういう連絡を図れるように伝えたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものがございますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

13時10分まで休憩します。

午後0時7分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

報告第14号 一般財団法人FM八女の令和5年度決算及び令和6年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○11番（田中栄一君）

DMOの件についてお尋ねします。

FM八女観光事業部では、地域の稼ぐ力を引き出し、地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた観光地域づくり法人（DMO）として登録されて事業展開をされているようでございますけれども、どのようなコンセプトに基づき戦略を策定され、そして、どのような事業を展開されているのか、また、多様な関係者の合意形成をどのように進められているのか、あるいは事業に対する観光庁の助成措置などのメリット、あるいは問題点など、4点についてお尋ねしたいと思います。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

DMOというお話でございますので、少し説明を交えながら説明を申し上げたいと思います。

まずDMOについては、日本の政府が平成27年から取り組んでおりまして、八女市のFM八女において、平成30年に広報法人の申請を12月、翌年の3月には一般法人ということで登録申請をしているところでございます。

実は、このDMOというのは、観光を今までは各自治体単独でやったりとか、観光協会だけでやったりとか、そういうことだったんですが、連携を持ってやりましょうと。それは交通事業者であったり、民間であったり、また学校であったり、教育施設ですね、そういうところを一緒にやっていきたいと思いますというのがDMOの本質でございます。

八女市で手を挙げさせていただいたのは、まず合併した後、一般質問の中にもございましたが、八女にはいろんなところに自然の魅力であったりとか観光地が点在しております。これをつなげるためには、DMOが今出しております補助事業、こういうのを活用していきながら観光の入り込み客数を増やそうということでございます。

先ほど御質問2点目で言われたコンセプトということでございますが、これについてもアクションプランというのを観光事業はやっておりまして、このアクションプランの目標が、将来的に観光入り込み客数を270万人と設定しておりますので、それに向けて事業展開するというのが観光アクションプランの一番の目的であり、DMOに加担したというところの一番の目標でもございます。

現在どういうところをされているかということでございますが、このDMOに加入することによりまして、実は県の補助事業とか、そういうのにもたくさん手を挙げて採択をいただいているところです。特に今年度は5件、国の事業に手を挙げさせていただきましたが、めでたく4件通っております。また、一番たくさん取れていたのが令和2年なんですけど、このときには2億円ぐらいのお金を10割補助で取ることもできておりますので、積極的に八女のアクションプランに基づいた観光事業に併せて市の方針と照らし合わせることにより、この事業の推進を図っていきたいと考えているところでございます。

ちなみに、このDMOは3年に1度必ず検証がございます。要するに、目標数値でありましてKPI、これが達成されているのかどうか、そういうところもございますので、しっかりこれは八女の観光を今後進めるためにも取り組んでいきたい事業と考えておるところです。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

ありがとうございます。3年ごとの検証ということでかなりハードルも高いんじゃないかと思っておりますが、八女の観光入り込み客数270万人、すごい数を目指に立てたなと思っておりますが、そういった中で、やはり関係者の合意形成、こころ辺は今言われたように、

F M八女の観光事業部のほうで何か中心となって、そういったもろもろの助成事業をやるときに合意形成を図られていくのか、それとも、そういった観光地域づくり法人という組織の中のグループといますか、そういう組織の中にいろんな周りの方を取り込んでやられているのか。また、そういった部分についての問題点ですね、メリットは助成措置があるとか、そういう部分が言われましたけれども、問題点など、やっぱり人が多く集まるとどうしてもいろんな支障が発生してくるという部分もありますので、そこら辺で何か困っているようなことがあったらお尋ねします。

○観光振興課長（荒川真美君）

御説明いたします。

今おっしゃったように、実はこの事業、F M八女とか八女が単独でやるものではございませんで、平成22年から八女市では、八女観光事業開発委員会というのを設置しております。これは各地区から代表であったりとか、観光施設の社長とか取締役、こういう方も入れられますし、観光協会の会長さん、また、有識者の方、こういう方を入れながら毎年2年に1度、役員を替えながらも続けているところでございまして、必ずその場で今年はどういう事業をやるとか、こういう事業があってこれだけの検証ができたというのを出しているところでございます。

今、議員がおっしゃった問題点なんですけど、やはりあまりにも観光の事業対象者がここ10年で相当ニーズが変わっているんですよね。10年前、私が観光に来たときには、伝統工芸館にも大型バスがどんと来て、そこに20人、30人ぐらいの方が手すき和紙とかされていたんですが、コロナを機にというよりもその前ぐらいから、1つの車、要するに小さな団体、そういう方でお見えになるようなお客さんがたくさん増えております。ですから、例年に沿って事業をやるというところをちょっと変えていかんといかんというのがございまして、そのためにはやはりデータ化ですよね。

今年度は、ちょっと前回の議会でも御紹介いたしましたように、ビッグデータを取ってどういうニーズがあるかというのをしっかり考えていながら取り組まないと、いつまでも昔の方法をやっても誰も響くような観光ができないと思っておりますので、やはり課題としてはデータに基づいた入り込み客数の増というのをテーマとして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

今おっしゃられましたデータ、これについては非常に重要だと思います。P D C A、これの前にひとつデータの分析をしっかりやらないと、P D C A自体が狂ってしまいますので、そこら辺については十分考えて進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでございますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第15号 令和5年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告されるものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第49号 専決処分について（令和6年度八女市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

議案第50号 八女市矢部診療所の診療費及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第51号に反対の立場で討論を行います。

6月議会において、八女市議会におきましても健康保険証廃止の撤回を求める意見書を採択しております。このとおり、私自身も健康保険証廃止に反対であります。

よって、議案第51号に反対するものであります。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号 八女市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結します。

採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。
議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結します。

採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。
議案第55号 市道路線の認定についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第57号は、健康保険証廃止に絡んでの規約の一部変更に関する協議ですので、健康保険証廃止に反対ですので、本議案に反対をするものです。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 令和5年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は、議長を除く21人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

先例どおりという発言がございました。

それでは、先例に従い、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第60号 令和6年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案について賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

認定第1号 令和5年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であり、議案質疑の通告がっておりますので、質疑を許します。

19番森茂生議員の質疑を許します。

○19番（森 茂生君）

まず最初に、消費生活センターの問題について質問を行います。

2023年、特殊詐欺の認知件数は過去最悪となる1万9,033件で、前年と比べ1,463件、被害額は441億円、1件当たり2,379千円と報道されております。昨日の新聞報道でも、福岡市でSNS型投資詐欺で180,000千円だまし取られたという報道もあっております。また、今朝の新聞でも、八女市の男性教諭45歳がSNS型投資詐欺で2,020千円だまし取られたという報道もあっております。

消費生活センターは、これらの問題も防ぐために一生懸命やっておりますし、解決のためにも頑張っております。

八女市管内での、いわゆる特殊詐欺と言われるものが近年でどれくらいあったのか、お伺いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

これは八女警察署からいただいた情報ということになりますが、まず、令和6年分でございますが、7月末現在の暫定値ということになりますが、特殊詐欺の認知件数及び被害総額につきましては、八女警察署管内、これは広川町も含まれておりますが、認知件数が5件、被害総額2,753千円ということでございます。また、SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数及び被害総額につきましては、認知件数16件、被害総額98,988千円ということでございます。

昨年度（288ページで訂正）の同様の認知件数と被害総額につきましては、昨年度はSNS型投資詐欺とロマンス詐欺の認知件数及び被害総額については公表がされておられませんので、特殊詐欺のみ御報告させていただきますが、八女署管内で認知件数11件、被害総額8,025千円ということでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

世の中がどういう方向に向かっているのかは分かりませんが、インターネットなんか、あるいはスマホなんか見ると、もう本当、何か訳の分からんのがいっぱい出てくるわけです。全部が全部そういった詐欺とは限りませんが、その中に相当数そういうだましの手口なんかが含まれているかと思っております。

ここに資料を出していただきましたけれども、（資料を示す）令和元年度493件、令和5年度502件ということで、大体500件前後ぐらいで相談件数は推移しておりますけれども、これは救済された金額です。消費生活センターが未然に防止した、あるいは取り戻した、そういう救済金額、これが令和元年度は18,980千円、令和5年度が5,193千円ということで、消費生活センターでもこのように多額の金銭を未然に防いだり、取り戻したり、いろいろ頑張ってくださいとおるわけです。

私は、この消費生活センターをもっともっと活発にして、未然にこういった詐欺みたいなのは防ぐべきであると思っているわけであります。

八女市のインターネットのホームページを見てみますと、「消費者行政に関する首長表明」ということが出されております。その中に、迷惑電話防止機器貸与事業をやりますよということで、かなり効果があるけん、こういうのを進めますというのが出ていますけれども、八女市でこの迷惑電話防止機器貸与事業というのは何件ぐらいやられているのかお尋ねします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

この迷惑電話防止機器につきましては、高齢者のみの5世帯の方に、そういう詐欺的な電話がかかってきたときに、この電話内容については録音していますよといった内容でアナウンスをするような機器を3年間貸与いたしまして、それ以降は無償譲渡しておるところでございます。

これまで設置しました件数につきましては、申し訳ございません、資料を持ち合わせておりませんので、この場でお答えすることはできません。申し訳ございません。

○19番（森 茂生君）

よかったら後でお知らせ願いたいと思います。

実は年寄りなんかが、特に詐欺はどうも固定電話、これがかなり多く利用されているようです。ですから、こういうのが一定普及しておけば未然に防ぐことができるのかなとも思っております。

それから、この首長声明の中に、「国の地方消費者行政活性化基金等を活用して相談窓口の業務強化を図ります。」と出ています。これが、この基金がどのように利用され、どのように八女市で活用され、業務の強化に役立っているのか、お尋ねします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

この国の補助につきましては、消費生活相談事業に係る補助金でございます。相談員の期末手当、相談員の研修参加旅費等や啓発物資の購入費への補助の内容でございます。

具体的には、相談員の期末手当と旅費等につきましては2分の1、それから、啓発物資の

購入費の補助等については、補助率が10分の10と内容によって2分の1があるということになっております。

なお、平成24年度から令和2年度まで、相談員の人件費の2分の1の国の交付金が県を通して交付されておりましたが、現在は期末手当だけが交付の対象となっているものでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

この基金の制度概要を見ますと、消費生活センターや窓口の整備（新設、増設、拡充）、それから、複数市町村による連携事業を含む、そして、消費生活相談対応力の強化のための専門家（弁護士等）の活用となっております。

私がちょっと目に留まったのが、複数市町村による連携事業、広川には消費生活センターはなかったと理解をしております。ですから、例えば、あしたばにしろ、広川から来ていただいているようです。公立八女総合病院も広川と連携をしております。ですから、できればこちらから声かけて広川のほうにも連携して一緒にやりませんか、そうすると広域的に広くなり、また、センターで働いている人たちも待遇が改善されると私は思っておりますけれども、このような検討ができるものか。できるとするならば、ぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

この消費生活相談員につきましては、消費生活相談員資格試験に合格された方と同等以上の専門的な知識をお持ちの方を任命するということになっておりますが、現時点では、八女市におきましてはお二人の方が勤務していただいております。単独で八女市消費生活センターを設置し、開所しておるところでございますが、今後、そういった広域的な相談窓口であったりということも必要になってくる場合はあるかと思っておりますので、引き続き研究をさせていただきますと思っております。

○19番（森 茂生君）

この消費生活の組織及び運営に関する条例を見ますと、消費生活相談員資格試験に合格した者を消費生活相談員として置くものとなっておりますので、当然、資格はあるということで理解してよろしいでしょうかね。

その次に、処遇改善ということで会計年度任用職員さんですけれども、毎年ころころ替えるんじゃない、専門性が必要だから処遇の確保に必要な措置をちゃんと講じなさいという、わざわざ条例にまでそのような処遇改善がうたわれているわけです。ですから、通常の会計年度任用職員さんよりも、待遇、処遇はよくなっているのか。よいとすればどれくらい待遇

がよくなっているのか、お伺いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

現在の消費生活相談員のお二人は、年間400件を超える相談対応のほかにも、市内小学生や高校生、それから、地域の高齢者向けの出前講座などを行っておるところでございます。

また、消費生活相談員のレベルアップのために各種研修へ積極的に参加しておるところでございます。また、防災安全課としましては、今後長く本市で勤務していただくためにも、また、人員確保の観点からも処遇改善は必要であると考えておるところでございます。

現在の相談員の報酬につきましては、会計年度の職員でございますので、月額で通常の会計年度任用職員と同様の月額報酬となっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

ちょっと私が聞き違えたかどうかは知りませんが、通常の会計年度任用職員さんと同等の待遇と言われましたかね。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

はい、そのとおりでございます。

○19番（森 茂生君）

私が言ったのは、わざわざ条例にまで処遇改善をやりなさいとここにうたっているわけですよ。それで、やっぱり今後、私は非常にこの人たちが活発に活動していただくならば、未然に相当防ぐことができるトラブルがあると思うし、何かあったときには、今もう1階のほうに窓口を設けてありますので、やっぱり幅広く、そして迅速に、そして、レベルアップしていただくためにも、この処遇改善は、わざわざ条例までうたっているんですから、私は普通の会計年度任用職員さんより待遇をよくして当然だと思いますけれども、これは副市長、いかがお考えでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

今の一般の会計年度任用職員と同等という意味は、ちょっと手元に資料ございませんけれども、会計年度任用職員の皆さん方にも専門性を持った、例えば、保健師さんとか看護師さんとか、それぞれの専門性によって月額報酬の額の単価が変わっております。それで、この相談員さんも専門性を持った職種でございますので、一般というのはそのほかの専門性を持った会計年度任用職員さんと同等という意味の一般という意味でございますので、一般事務と専門性を持った方とは月額報酬が違うという意味で、処遇はそれなりに設定しているところでございます。

○19番（森 茂生君）

私の理解不足で申し訳ありません。専門職ということで通常の人よりもレベルが高いということで理解してよろしいのですかね。その人たちのレベルに合わせてやっているということですね。分かりました。ちょっと時間が過ぎていきますので。

実は消費生活の関係を読んでみますと、対応困難者、いつか八女市役所に来たら大きな声でなかなか大変な、どういう内容かは分かりませんが、大きな声でやっている人がいらっしゃるかもしれませんが、どうもこの消費生活センターの中にも長々と居座ったり、あるいはもう無理難題言ったりする事案が必ずあるということが、そのためにきちとした、こういう人たちをもうすぱっと断られるような何か対策を打ってほしいというのが消費生活センターの中かなり充満——充満とまではいきませんが、もう結構あるみたいなんです。それで、そういうときはどう対応するのかというのはぜひとも話し合っ、何分以上になったらどうかお帰りいただくような規則なり、そういうのを一応設けておいたほうがいいのかなと私は思っています。

ですから、消費生活センターの職員さんと防災安全課で話し合っ、そういうときはどう対応するかを一応は何かまとめて、そういうときはこういう対応をする、これを設けておいたほうが私はいいかと思いますので、そこら辺、どう考えてあるのかお尋ねします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

答弁の前に、先ほど私の説明で1か所訂正をさせていただければと思います。

特殊詐欺の件数につきまして、昨年度中ということで発言をさせていただいておったんですが、正しくは令和5年中（284ページを訂正）でございました。令和5年度ではなくて令和5年中でございましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

あと、対応困難者の関係ですが、職員の対応マニュアルというのは作成をしておるところでございますが、今回、対応困難者といいますか、ちょっと怒ったりとか、あと電話も含めてですが、自分の話だけして、相談員さんの説明とか話は聞かないとか、そういったこともまれにですが、あるということは伺っておりますので、今後、防災安全課と相談員と連携して、その辺りの対応についてまた整理をしていきたいと考えております。

○19番（森 茂生君）

2番目の税金の問題についてお伺いします。

昨日でしたか、（資料を示す）この差押えの資料を頂きました。何となく見てみたら、市税の差押えの資料となっています。市税を差し押さえるということですかね。市税滞納の差押えの資料というのが正確じゃないんですか。市税の滞納の差押えするんですか。これはどうですか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、表題の書き方がちょっとよくなかったと思っています。市税における財産の差押えということで御理解いただきたいと思います。

○19番（森 茂生君）

市税滞納による差押えというのが正確だと思います。私は何気なく見ていましたらあらうと思ったので、今後からそのように表現をお願いします。

ちょっと時間が押してきましたけれども、今年は搜索は行われていないみたいです。預貯金が一番多く、件数からすると226件、差押え対象額135,000千円、納付額が10,655千円、対象額と実際差し押さえた納付額、非常に差があるんですね。この差があまりにも大きいものでどうなっているのか、ここら辺の説明をお願いします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えをいたします。

まず、搜索についてですけれども、ゼロ件ということで上げておりますけど、搜索自体は2件ほど回っております。ただ、差し押さえられる物件がなかったということで御理解いただきたいと思います。

それと預貯金につきましては、130,000千円ほど差押えの対象額で上げておりますけれども、これは実際の滞納額ということで、成果の10,000千円ほどが実際換価した、差し押さえた納付額ということで御理解いただきたいと思います。

○19番（森 茂生君）

実際、差押えしたけれども、10,000千円ぐらいしかないということですか。135,000千円差押えでしたけれども、その実質納付額は10,000千円程度という意味ですかね。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、この130,000千円というのは滞納額全体の額でございまして、そのうち、差し押さえた額が10,000千円ほどということになります。実際、換価した部分ということでございます。

○19番（森 茂生君）

ちょっともう時間がなくなってしまうかもしれませんが、相当数合計で273件、成果として279件差押えされていますけれども、地方税法は非常に問題があっても、例えば、督促状を発送してから10日したらもう差押えしなければならないと非常に強権的な部分がある反面、納税緩和の部分も十分あるわけです。徴収猶予、換価の猶予、これは実際何件ぐらいされましたか。

○税務課長（田代秀明君）

すみません、今、資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○19番（森 茂生君）

後で結構ですけれども、お知らせください。これは法に基づくものです。ほとんどされていないんじゃないですかね。大分やったとか、もうほとんどしていないとか、ちょっとそこら辺、正確な数字は後でいいんですけれども、恐らくほとんどやられていないという気がします。お答えください。

○税務課長（田代秀明君）

ほとんどやっていないと思います。私が来てからはやっておりません。

○19番（森 茂生君）

地方税法はかなりこの強権的な部分があるんです。さっき言うように、督促してからは10日以内に差し押さえる。その反面、納税緩和措置、これもあるんです。ですから、納税緩和措置も十分やって、当然差し押さえなければならぬのをやる、これがいわゆる公平性だと思います。ですから、差押えばかりして、肝腎要の納税緩和策、これがほとんど取られていないというのは、恐らく今に始まったことじゃないと思いますけれども、ここが重要だと思うんですよ。それをやりながら差押えもやる。そうしないと整合性が取れんわけですよ。私はそう思っております。

ここにありますがけれども、2015年、地方税は2016年に申請型の換価猶予制度が新設されておりますけれども、この実施、国税の場合、職権型と申請型ありますけれども、改正後は8.5倍に納税猶予策が増えているんですよ。当然、地方税も相当これを利用して、ファイナンシャルプランナー、そういう人たちとも協議して、ここはちゃんとやっていただきたいと思います。今後、これは相当勉強も要るそうです。なかなか今のように分納、分納と書かせて、ここをしたほうが一番手っ取り早いからすぐやるだけなんですけれども、これをやるからには相当、職員さんも勉強していただくことが必要になってくるかと思えます。

それで、もう時間ありませんけれども、この納税緩和策の徴収猶予、換価の猶予、これをぜひ勉強されてやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

十分に検討したいと思っておりますし、ファイナンシャルプランナー事業も本当に力を入れて今やっているところでございます。それによって劇的に家計が改善して納付につながったケースも多数ございますので、そういったものも含めまして、総合的に徴収のほうに当たっていきたいと考えております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

19番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により決算審査特別委員会を設け、

これに付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く21人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人にすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

正副委員長は、予算審査特別委員会の例により、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、各常任委員会を分科会として審査していただきますようお願いいたします。

認定第2号 令和5年度八女市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により決算審査特別委員会へ付託いたします。

認定第3号 令和5年度八女市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により決算審査特別委員会へ付託いたします。

日程第4 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

○議長（橋本正敏君）

日程第4. 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第98条第1項の検閲、検査権について、決算審査特別委員

会に委任することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、地方自治法第98条第1項の検閲、検査権を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会となります。

会期日程に従い、9月9日からは委員会となっております。審査のほどをよろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時9分 散会